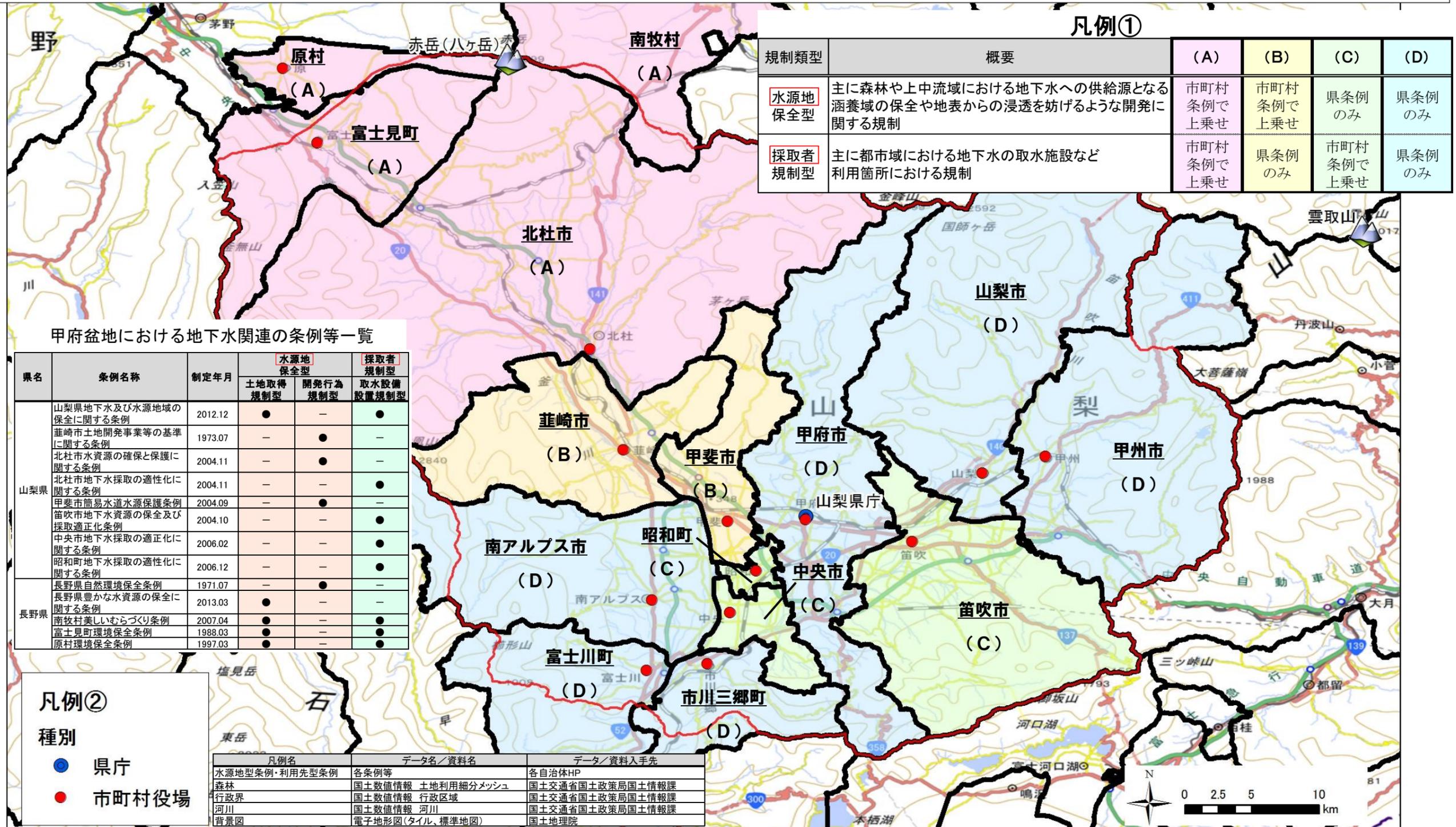


図⑤：地下水を保全・利用するためのルール

地下水は貴重な資源であることから、保全と有効活用のバランスを取る必要がある。全国では32都道府県385市区町村において517件の条例・要綱等が制定されている（平成23年3月時点、国土交通省水資源部調べ）。甲府盆地では山梨県内で県および市町村の8条例が、長野県内で県および市町村の5条例が制定されていて、盆地内の位置や水利用の状況によって、利用箇所における規制（利用先型）、地下水の供給源での規制（水源地型）の条例が定められている。これらの条例を分かりやすく示すために、自治体ごとに色分けして図示した。

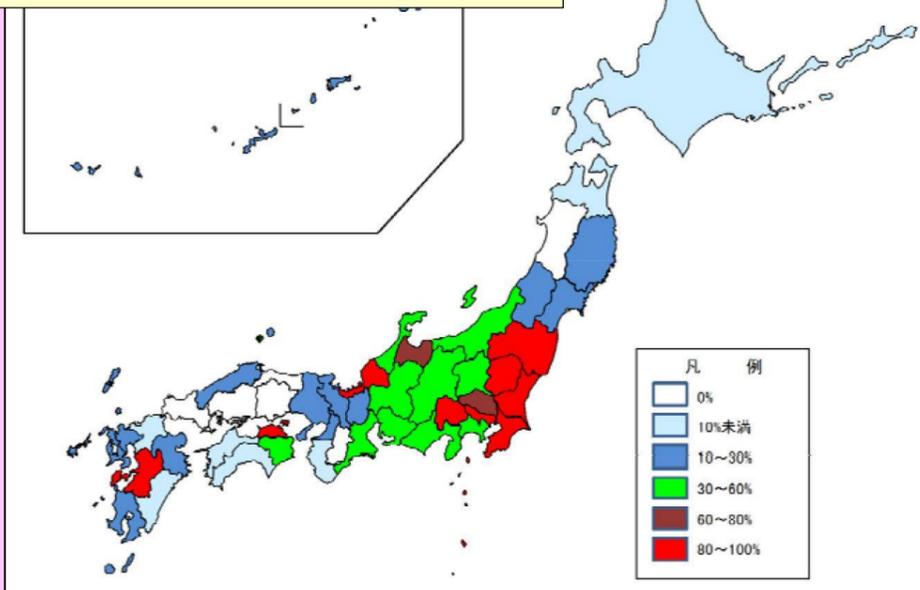
本図面は、地下水関連条例を周知するための資料として利活用が想定される。



「この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図、電子地形図20万及び電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平28情複、第2号)」

注意！！ 本資料の作成にあたっては、専門家の助言をうけておりますが、利活用にあたっては、専門家の監修を受けるようにして下さい。

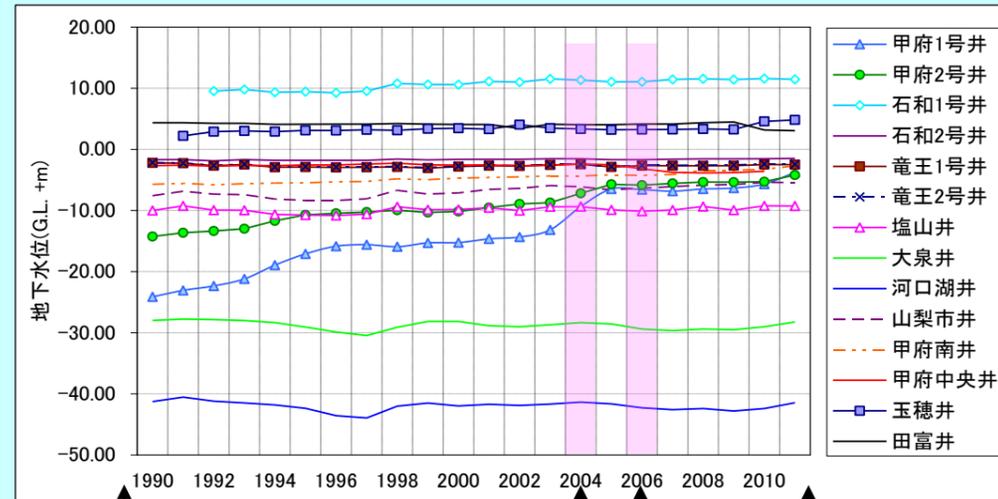
図11 地下水採取にあたり「許可・協議等」又は「届出」が必要な市区町村数の割合



山梨県のほか、関東の各都県や福井県、香川県、熊本県で、地下水採取にあたり許可・届出等が必要な自治体が多い。

(「地下水採取規制・保全に関する条例等の制定状況(速報)」国土交通省土地・水資源局水資源部、2015年)

図13 ほとんどの観測井で変動のない地下水水位



地下水の変動は降水の浸透と揚水に左右されるが、一般に降水の浸透には数年～数十年程度の期間を要し、条例の効果を確認するためには、長期間の観測が欠かせない。

11箇所計14の観測井では、地下水水位の大きな変動はみられない(なお、揚水規制条例の寄与の有無については検討中)。

(「水資源実態等調査(2次調査)業務委託報告書」山梨県、2012)

1973年6月
山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱

2004年9月制定
甲斐市簡易水道水源保護条例

2004年10月制定
笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例

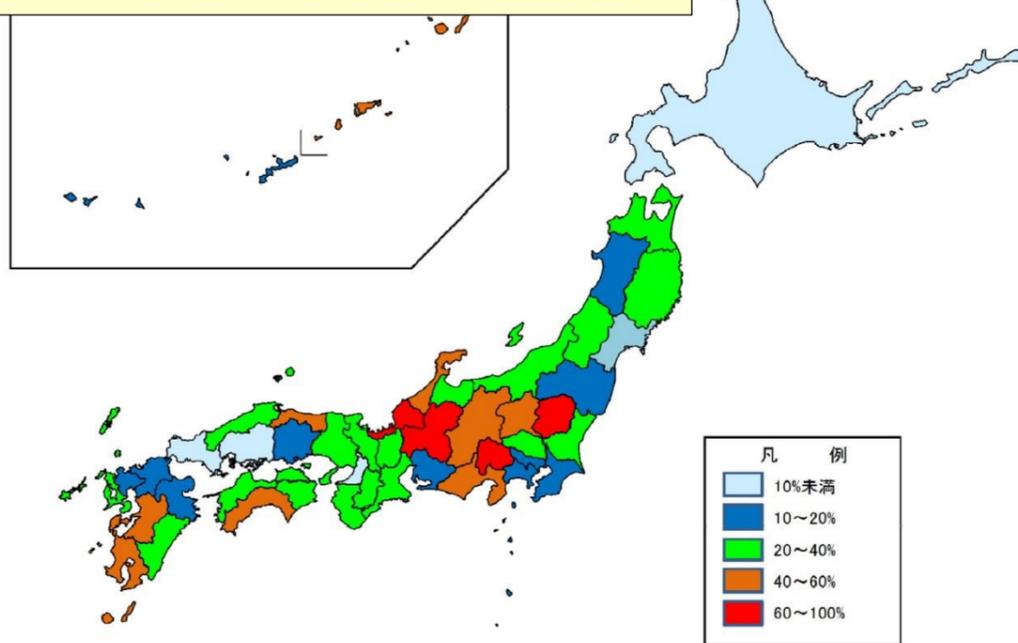
2004年11月制定
北杜市水資源の確保と保護に関する条例
北杜市地下水採取の適正化に関する条例

2012年12月
山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例

2006年2月
中央市地下水採取の適正化に関する条例

2006年12月
昭和町地下水採取の適正化に関する条例

図12 生活用水および工業用水の地下水依存率



栃木県、岐阜県、福井県に加え、山梨県で地下水への依存率が高い。山梨県では工業用水の86.7%を地下水に依存している。

(「地下水採取規制・保全に関する条例等の制定状況(速報)」国土交通省土地・水資源局水資源部、2015年)

表1 県条例と市町村条例の違い(例)

類型	県条例	市町村条例
水源地保護として	【山梨県】 水源地域内の土地について所有権等を移転又は設定する場合は、 知事に届け出る。	【北杜市】 水資源保護地域内に規制対象 施設を設置してはならない。 【北杜市】 水資源保護地域内において、協議対象施設を設置しようとする者は、 設置計画協議書を市長に提出 するとともに、関係地域の住民等に 内容等を周知させるための措置を講じなければならない。
地下水採取に際し	【山梨県】 揚水機の吐出口の断面積が一定以上の場合、 知事に届け出る。	【昭和町】 一定量以上の地下水を採取するために、井戸を設置する場合、 市長に申請し、許可 を受ける。 【北杜市】 規制地域内における 井戸の設置は禁止 。規制地域外の場合は、 市長の許可 を受ける。

■甲府地域の特徴

- ・甲府盆地では、地下水の供給源となる涵養域での開発規制や取水施設設置等に関わる地下水の利用規制など地下水に関わる条例が制定されている
- ・各市町村では、地下水の利用特性等を踏まえ、県条例に上乗せして条例を定めているところもある

■図面の利活用

- ・甲府盆地における地下水関連条例の制定状況を、自治体単位で把握できる
- ・市町村条例が制定されていない地域において、地域独自の保全の必要性を検討する際の基礎資料として利用できないか